

2024年2月12日（月）食の安全と安心フォーラム
第26回『消費者の安全・安心につながる食品表示とは』

消費者からみた食品表示

～法律の経緯と今後の課題～

一社) Food Communication Compass 代表
森田 満樹

食品表示の役割

消費者にとって

- 食品の安全と品質を判断し、商品選択する上でなくてはならない情報源

食品事業者にとって

- 消費者へ商品の内容を伝える手段
- 問題が起こった際の原因究明や対策を行うための手がかり

食品表示は義務表示・任意表示がある

- ① 安全に食べるための情報（義務表示）
アレルギー、消費期限、保存方法など
- ② 商品選択のための情報（義務表示）
原材料、原産地、遺伝子組換えなど
- ③ 商品選択のための表示（任意表示）
使い方、料理方法など
- ④ 「他よりもいい」という宣伝の情報（任意表示）

* 義務表示は、食品表示法・食品表示基準で定められる

* 任意表示は、消費者を誤認させないように他法令で定められる

食品表示の関連法律

- ①JAS法
- ②食品衛生法
- ③健康増進法

消費者庁のもと
2015年4月より新しい食品表示法が施行された
(義務表示を規定)

- ④不当景品類及び不当表示防止法
- ⑤健康増進法
- ⑥薬機法(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)
- ⑦計量法
- ⑧不正競争防止法

* 他にもトレーサビリティ法、容器包装リサイクル法、PL法など

食品表示法（消費者庁・2015年施行）

- 2015年に消費者庁が食品表示法を施行
- JAS法、食品衛生法、健康増進法が規定する食品表示の部分を1つに
- あわせて義務表示項目の一部を見直し、栄養成分表示を義務化
- 食品表示法では消費者視点が重視され、食品表示事項はより情報開示の方向へ
（→情報量が増えた）

食品表示に関わる制度の歴史

	食品衛生に関する表示	品質・消費者の選択に資する表示	健康・栄養に関する表示	消費者保護に関する規制
<p>戦後の混乱</p> <p>1960年 にせ牛缶事件(偽装表示)</p> <p>1990年代 健康・栄養の関心高まる</p> <p>2000年代 食の安全・安心の関心高まる</p> <p>2007年 偽装表示頻発</p> <p>2009年消費者庁発足・食品表示行政が移管</p>	<p>1947年 食品衛生法制定(厚労省)</p> <p>1988年 食品添加物の義務表示</p> <p>2001年 アレルギー表示義務化</p> <p>2001年 遺伝子組み換え食品義務化(JAS法も)</p> <p>2003年 品質保持期限が賞味期限に統一</p>	<p>1950年 JAS法の前進の法律が制定</p> <p>1970年 品質表示基準とともにJAS法制定</p> <p>1999年 有機JAS規格制度</p> <p>2000年 JAS法改正により全ての飲食品に品質表示を義務化</p> <p>2005年 20食品群原料原産地表示</p> <p>2009年 米トレーサビリティ法制定</p>	<p>(1952年 栄養改善法制定)(厚労省)</p> <p>1991年 特定保健用食品制度</p> <p>1995年 栄養成分表示基準制度</p> <p>2001年 保健機能食品制度</p> <p>2002年 健康増進法制定</p> <p>2003年 誇大表示禁止</p>	<p>1962年 景品表示法制定</p> <p>景品表示法第11条の規定より食品ごとに公正競争規約がつけられる</p> <p>2014年 改正景品表示法</p> <p>2016年 課徴金制度</p>
	2013年 3法の一元化 食品表示法の公布			
	2015年4月 食品表示法施行(2020年3月まで移行期間)		機能性表示食品スタート	

2000年以降 食品安全・表示に関する事件と法律

時期	概要	関係法令
2000年6月	低脂肪乳等を原因とする大規模食中毒事件	食品衛生法
2001年9月	日本におけるBSE牛発生の報告	食品衛生法等
2003年5月	食品安全基本法施行	食品安全基本法
2007年6月	牛ミンチの異種製品の意図的混入と虚偽表示事件	不正競争防止法等
2007年10月	和菓子製品の解凍・再包装、不適正表示問題	JAS法、食品衛生法
2007年11月	外食店販売製品の表示偽装、調理食品再利用	不正競争防止法等
2008年1月	中国産冷凍餃子の薬物中毒事件	食品衛生法
2008年9月	事故米の流通問題	食品衛生法、JAS法
2009年9月	消費者庁発足	
2011年3月	原発事故後、食品の放射能汚染の不安高まる	食品衛生法
2011年5月	外食店提供ユッケで腸管出血性大腸菌食中毒事件	食品衛生法
2012年8月	白菜浅漬けによる腸管出血性大腸菌食中毒事件	食品衛生法
2013年10月	外食メニュー不適正表示問題	景品表示法
2013年12月	冷凍食品の農薬混入事件	食品衛生法
2015年4月	食品表示法施行	食品表示法
2020年6月	改正食品衛生法施行	食品衛生法

2003年 食品安
全委員会設置
食品安全基本法

2007年 偽装表
示事件など多発

2008年 中国産
冷凍餃子事件

2009年
消費者庁発足

2000年代に食の
安全や偽装表示
が問題になり、法
律等が整備され
た。

消費者運動の変遷と現在

【かつての消費者の特性】

消費者は事業者と比べ、商品やサービスに関して十分な情報を持たないし、情報を評価する十分な能力を持たない。

- ① 消費者は、十分な交渉力を持たない。
- ② 消費者は、様々な圧力のもとで合理的な行動を採るとは限らない状況におかれている。消費者の特性を考慮に入れた宣伝広告・セールス技術によって勧誘を受ける。
- ③ 消費者は、回復困難な損害を受けやすい。商品の安全性に問題があると、人身損害を受ける危険が生ずる。
→消費者は保護されるべき存在であり、事業者は消費者に商品・サービスに係る適切な情報を伝える責任がある。
→食品表示は、事業者が消費者に情報を伝達する大切な手段であり、消費者運動では消費者ニーズに対応した食品表示を求め続けた歴史がある。

【現在の消費者と事業者の関係】

事業者の情報開示も進み、直接アクセスできる方法も増えている。消費者団体は、より多く表示させることよりも、むしろ啓発などの場を求めている。

参考) 食品安全基本法 (2003年)

第1条 (目的)

この法律は、科学技術の発展、国際化の進展その他の国民の食生活を取り巻く環境の変化に適切に対応することの緊要性にかんがみ、食品の安全性の確保に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

第9条 (消費者の役割)

消費者は、食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めるとともに、食品の安全性の確保に関する施策について意見を表明するように努めることによって、食品の安全性の確保に積極的な役割を果たすものとする。

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、

食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設。

(現行、任意制度となっている栄養表示についても、義務化が可能な枠組みとする)

整合性の取れた表示基準の制定

消費者、事業者双方にとって分かりやすい表示

消費者の日々の栄養・食生活管理による健康増進に寄与

効果的・効率的な法執行

目的 消費者基本法の基本理念を踏まえて、表示義務付けの目的を統一・拡大

【新制度】

- ・食品を摂取する際の安全性
- ・一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保

【現行】

- ・食品衛生法…衛生上の危害発生防止
- ・JAS法…品質に関する適正な表示
- ・健康増進法…国民の健康の増進

○ **基本理念** (3条)

- ・食品表示の適正確保のための施策は、消費者基本法に基づく消費者政策の一環として、消費者の権利(安全確保、選択の機会確保、必要な情報の提供)の尊重と消費者の自立の支援を基本
- ・食品の生産の現況等を踏まえ、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響等に配慮

食品表示基準 (4条)

- 内閣総理大臣は、食品を安全に摂取し、自主的かつ合理的に選択するため、食品表示基準を策定
 - ① 名称、アレルゲン、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が表示すべき事項
 - ② 前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項
- 食品表示基準の策定・変更
 - ～厚生労働大臣・農林水産大臣・財務大臣に協議/消費者委員会の意見聴取

食品表示基準の遵守 (5条)

- 食品関連事業者等は、食品表示基準に従い、食品の表示をする義務

指示等 (6条・7条)

- 内閣総理大臣(食品全般)、農林水産大臣(酒類以外の食品)、財務大臣(酒類)
 - ～食品表示基準に違反した食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、遵守事項を遵守すべき旨を指示
- 内閣総理大臣～指示を受けた者が、正当な理由なく指示に従わなかったときは、命令
- 内閣総理大臣～緊急の必要があるとき、食品の回収等や業務停止を命令
- 指示・命令時には、その旨を公表

立入検査等 (8条～10条)

- 違反調査のため必要がある場合
 - ～立入検査、報告徴収、書類等の提出命令、質問、収去

内閣総理大臣等に対する申出等 (11条・12条)

- 何人も、食品の表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるとき～内閣総理大臣等に申出可
 - ⇒内閣総理大臣等は、必要な調査を行い、申出の内容が事実であれば、適切な措置
- 著しく事実に相違する表示行為・おそれへの差止請求権
 - (適格消費者団体～特定商取引法、景品表示法と同様の規定)

権限の委任 (15条)

- 内閣総理大臣の権限の一部を消費者庁長官に委任
- 内閣総理大臣・消費者庁長官の権限の一部を都道府県知事・保健所設置市等に委任(政令)

罰則 (17条～23条)

- 食品表示基準違反(安全性に関する表示、原産地・原料原産地表示の違反)、命令違反等について罰則を規定

附則

- 施行期日～公布の日から2年を超えない範囲内で政令で定める日から施行
- 施行から3年後に見直す旨規定を設けるほか、所要の規定を整備

(参考)表示基準(府令レベル)の取扱い

- 表示基準の整理・統合は、府令レベルで別途実施(法律の一元化による表示義務の範囲の変更はない。)

【今後の検討課題】

- 中食・外食(アレルギー表示)、インターネット販売の取扱い～当面、実態調査等を実施
- 遺伝子組換え表示、添加物表示の取扱い～当面、国内外の表示ルールの調査等を実施
- 加工食品の原料原産地表示の取扱い
 - ～当面、現行制度の下での拡充を図りつつ、表示ルールの調査等を実施
- 上記課題のうち、準備が整ったものから、順次、新たな検討の場で検討を開始

- 食品表示の文字のポイント数の拡大の検討 等

第1条(目的)

この法律は、食品に関する表示が**食品を摂取する際の安全性の確保**及び**自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保**に関し重要な役割を果たしていることに鑑み、販売(不特定又は多数の者に対する販売以外の譲渡を含む。以下同じ。)の用に供する食品に関する表示について、基準の策定その他の必要な事項を定めることにより、その適正を確保し、もって一般消費者の利益の増進を図るとともに、食品衛生法、健康増進法及び農林物資の規格化等に関する法律による措置と相まって、**国民の健康の保護及び増進並びに食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興**に寄与することを目的とする。

(* 注: 実際の法律条文は強調文字は使われていない)

(ポイント)

現行の食品衛生法の目的「衛生上の危害発生防止」と、JAS法の「品質に関する適正な表示」、健康増進法の「国民の健康の増進」の3つの法律の目的が全部入っている。

第3条(基本理念)

○食品表示の適正確保のための施策は、消費者基本法に基づく消費者政策の一環として、**消費者の権利(安全確保、選択の機会確保、必要な情報の提供)の尊重と消費者の自立の支援**を基本

○食品の生産の現況等を踏まえ、**小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響等に配慮**

(* 注: 実際の法律条文は強調文字は使われていない)

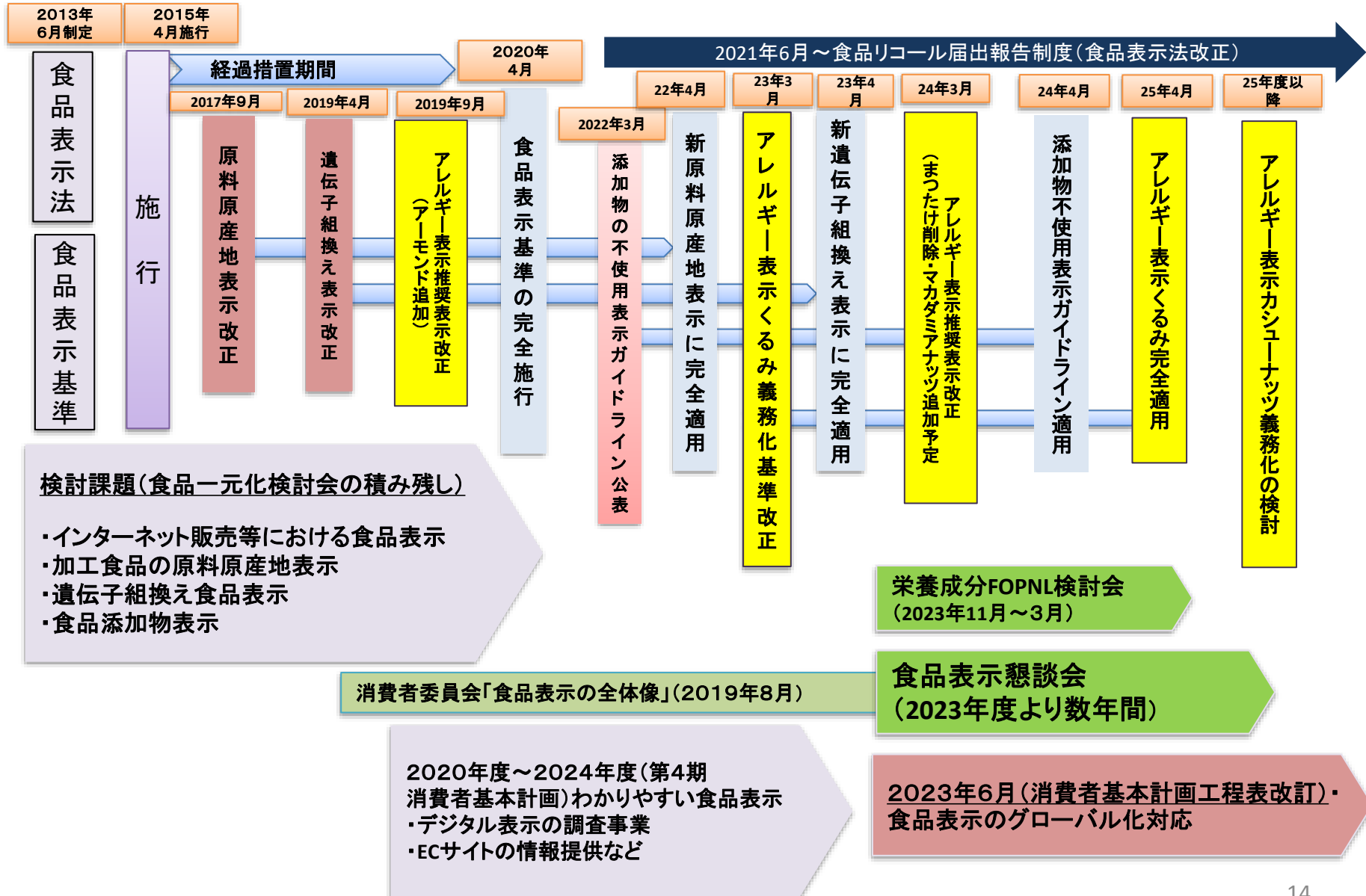
(ポイント)

- ① 消費者団体が要求してきた「消費者の権利」という言葉が入り、同時に「消費者の自立の支援」も盛り込まれた。
- ② 消費者の権利だけでなく「小規模事業者の配慮」も盛り込まれた。

食品表示の政策決定過程

- 食品表示の義務表示は、消費者庁ができてから関連法律3法が移管された。
- 食品表示の基準改正は、消費者庁が企画立案をし、消費者委員会に諮問され、答申が行われる（消費者視点が重視される）。
- 消費者基本法により消費者基本計画が策定されており、食品表示の方針もそこに定められている。
- 食品表示制度は、消費者の権利、事業者の実行可能性、国際整合性を踏まえて定められるが、その時々新しい科学技術、世論、そのほかの施策など様々な要素、時代に応じて表示制度が定められてきた。

食品表示法に関する最近の動向（黄色枠つきがアレルギー表示関連）



消費者の「食品表示」の認識

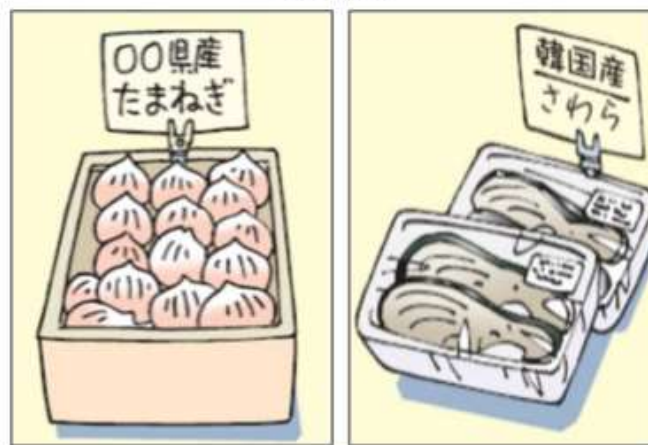
Q14. 「食品表示」とは、例えば、加工食品であれば容器包装に表示された図1、生鮮食品であれば商品に近接する場所等に置かれた図2のような立て札を指します。

あなたが前問で答えた「食品表示」の認識と一致していますか。(お答えは1つ)

《図1》

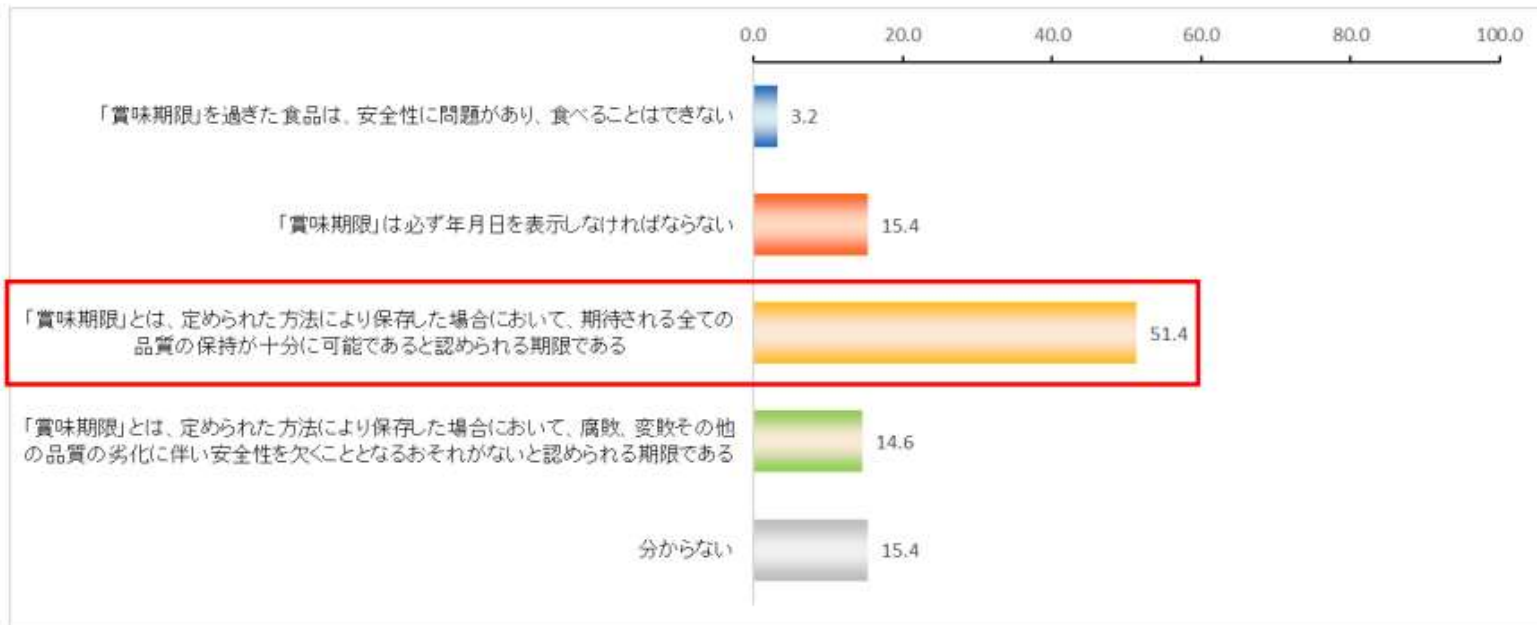
名称	豆菓子
原材料名	落花生(国内産)、米粉、でん粉、植物油、しょうゆ(大豆・小麦を含む)、食塩、砂糖、香辛料
添加物	調味料(アミノ酸等)、着色料(カラメル、紅麴、カロチノイド)
内容量	100g
賞味期限	2021. 6. 20
保存方法	直射日光を避け、常温で保存してください。
製造者	〇〇〇食品株式会社 +AK 東京都千代田区×××-△△△

《図2》



「賞味期限」の認識

Q18. 「賞味期限」の説明について、あなたが正しいと思うものを1つお答えください。



「賞味期限」の説明として正しい選択肢は、「『賞味期限』とは、定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限である」であり、選択した割合は51.4%と最も高かった。

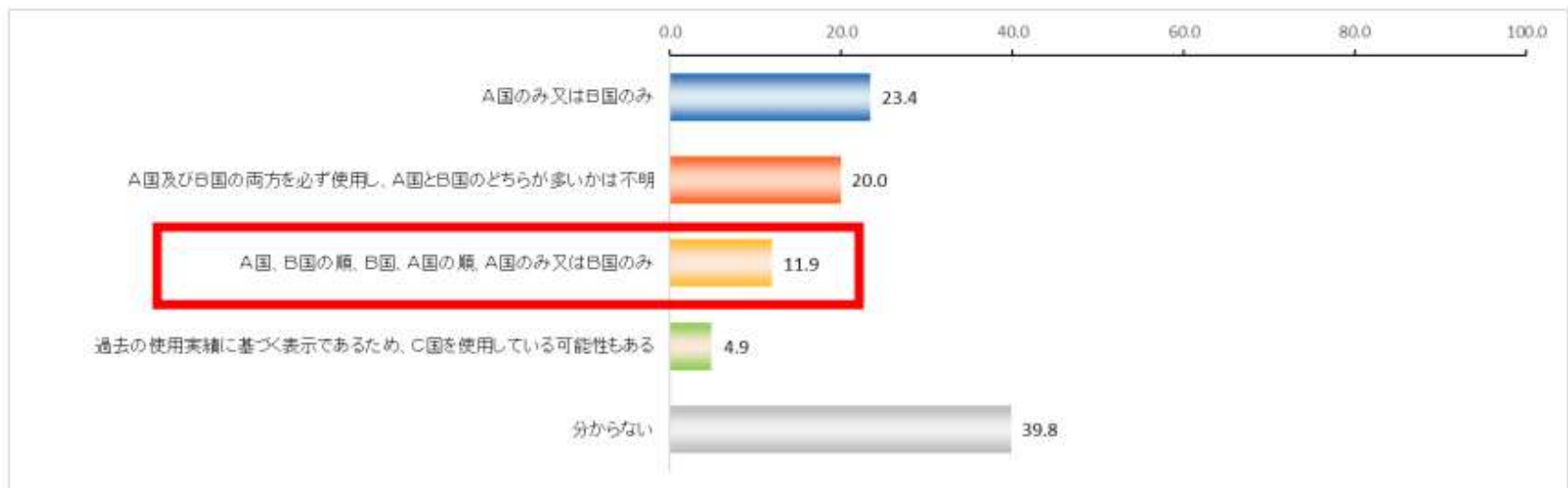
消費者庁

令和4年度食品表示に関する消費者意向調査より

「原料原産地表示」の認識

Q61. 「又は表示」で以下のとおり表示されている場合、当該原材料に使用されている可能性のある原産地の組合せについて、あなたが正しいと思うものをお答えください。(お答えは1つ)

名 称 ポークソーセージ(ウィンナー) 原材料名 豚肉(A国又はB国)、豚脂肪、...
※ 豚肉の産地は、令和〇年の使用実績順



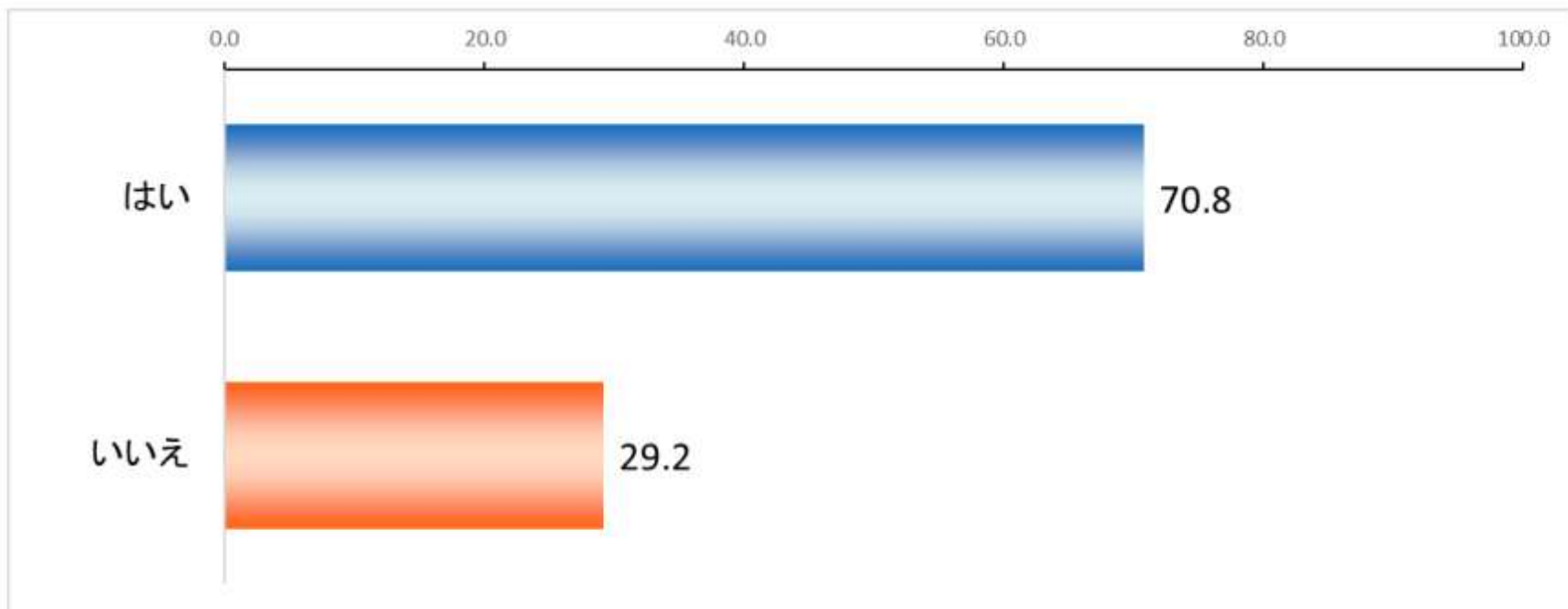
当該原材料に使用されている可能性のある原産地の組合せについて正しい選択肢は、「A国、B国の順、B国、A国の順、A国のみ又はB国のみ」であるが、11.9%にとどまった

消費者庁

令和4年度食品表示に関する消費者意向調査より

「栄養成分表示」の認識

Q27. あなたは、食品に栄養成分が表示されていることを知っていますか。(お答えは1つ)



食品表示、栄養成分表示が十分に活用されていない現状が明らかになっている。

「第4期消費者基本計画」（2020年度～） における食品表示「全体像」について（抜粋）

消費者にとって見づらい等の食品表示における課題を解決し、分かりやすく活用される食品表示とするため、食品表示の全体像に関する報告書（2019年8月消費者委員会食品表示部会）を踏まえ、消費者の表示の利活用の実態等の現状把握を行うことを目的とした調査等を実施し、その結果を踏まえた検討を行う。

「食品表示の全体像に関する報告書」の概要

（現状）

- 食品表示法施行後も改正が続き、「一括表示」の表示事項における情報量の増加につながっている。
- 食品表示の情報量が増えるにつれて、消費者は「わかりにくい」「活用しにくい」という不満が増えてきている。

（今後の課題）

- 消費者にとって「分かりやすい表示」の検討が必要。
- 「分かりやすい表示」の定義をより明確に
- 「表示事項を絞っても文字を大きくしてほしい」と「文字は小さくてもより詳細な情報がほしい」の両ニーズに対応するには表示情報伝達の代替・補足媒体として将来的に生活に密着しつつある **ウェブ等の活用**の検討も必要となる。

（調査事業）

- 視認性調査など空間的情報量に関する調査事業
- デジタルツールを活用した調査事業
- EC サイト食品表示実証モデル構築事業

食品表示の現状と課題

- 消費者庁のもとで食品表示法が施行され、義務表示の見直しが行われ、原料原産地表示などの表示項目が増えているが、消費者の認知は低い。
- 栄養、健康関連の表示制度も詳細になり、消費者が活用するには知識が求められるようになった。
- SDGs食品ロス削減など、食品表示を取り巻く状況も変化している。
- 食品表示のルールが複雑になり、消費者はついていけず、表示を利活用できなくなっている。
- もっと食品表示を活用できるように、消費者啓発の場が求められている。